

第 5639 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 1月30日 月曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 役員給与の改正

Q：平成29年度の税制改正では、役員給与の取扱いが変わるとか。どのようになるのですか？

A：次のようになります。

【解説】

平成29年度の税制改正では、役員給与の取扱いが次のようになります。

①定期同額給与

定期同額給与の範囲に、税及び社会保険料の源泉徴収等の後の金額が同額である定期給与を加える。

②事前確定届出給与

事前確定届出給与の範囲に、次のイロの給与が追加される一方でハの給与を除外する。

イ. 所定の時期に確定した数の株式を交付する給与

ロ. 所定の時期に確定した数の新株予約権を交付する給与

ハ. 利益その他の指標を基礎に譲渡制限が解除される数が算定される譲渡制限付株式による給与

③利益連動給与

利益連動給与については、次の項目について、追加又は見直しが行われる。

イ. 算定指標の範囲

ロ. 利益連動給与の算定で用いる指標の期間

ハ. 利益連動給与の範囲

ニ. 対象法人

